

議会だよ

Assembly Paper

Onge Town



8/10
2005 Vol.97

暑さも祭りも最高潮！

1. 臨時会の案件 ————— 2ページ
2. 6月定例会の案件 ————— 4ページ
- ◆議案の審議結果・補正予算
- ◆条例・意見書案
3. 一般質問 ————— 6ページ

新議長に仲野丈議員 全員一致で選任！



5月2日付けで、仲野和義前議長より「健康上の理由」で辞職願いが提出されたことに伴ない、5月20日に第4回臨時議会が開かれた。

議長選挙は、指名推薦により全員一致で仲野丈議員が新議長に選任された。

議長 就任挨拶

近年の地方自治体を取り巻く状況は、バブル崩壊後の長引く景気低迷からの脱却、ドラスティックに進む少子高齢化や三位一体改革への迅速な対応など、これまでの行政手法や経験則では解決が困難な課題に直面しています。

本町では、このような課題に的確に対処し、住民福祉の向上を図るため、執行部、住民および議会が一体となってスケールメリットを活かした遠賀郡4町の合併協議の取り組みを精力的に行なってきましたが、昨年10月の岡垣町住民投票の結果、合併に今後の活路を求めた自治運営の方向性が途絶えました。

そのため、この合併の破綻を受けて、本町では

直ちに合併に頼らない自立した行財政運営確立のための取り組みを開始し、本年3月に策定した「遠賀町自立推進計画」をもとに7月からは地域ごとの説明会を開催し、自立に向けた協働のまちづくりへの第一歩が踏み出されています。この計画は、3つの基本方針と10項目の大綱からなり、将来にわたって財源を確保するため議会や執行部はもとより住民の皆様にとっても痛みを伴う共通課題として克服しなければならぬものと認識しています。

一方、町内外の産業および経済状況に目を転じますと、恵みをもたらす大地の中を交通の2大動脈として国道3号線およびJR鹿児島本線が走り、トヨタ自動車をはじめ筑豊地域の産業振興を支援する県道宮田・遠賀線や九州自動車道の筑豊（鞍手町）インターチェンジの整備、そして福岡・北九州間に残されたニュー

フロンティアである遠賀川駅南開発など、将来に向かつてこれからの町政の発展要因も内在しております。

本町の自立や発展を目指したまちづくりが進もうとする、まさにこの時、地方行政推進の両輪の一つである議会の責任者としてまちづくりの一翼を担わせていただけることは、天から与えられた使命と心得え、身の引き締まる思いでございます。

人が生きていく過程で価値ある格言を残した孔子は、政治の要諦を次のように説いています。

【近き者悦び、遠き者来る】

「遠賀町に住んでよかったと誇りに思い、そして、この町の行政を慕って町外から人々が移り住んでくる。」まさに、このようなまちづくりを目指して英知を尽くし邁進してまいります。

今後とも、町民の皆様のお暖かいご支援、ご協力をお願い申し上げます。

常任委員会委員の選任

下記の委員が遠賀町議会委員会条例第7条第1項の規定により指名され選任された。

第一常任委員会 委員長挨拶

今、長引いた経済の低迷により、厳しい行財政であります。
この難局を乗り越える



ため、「遠賀町自立推進計画」が立てられました。しかし、具体的な行動計画はこれから立案されます。所轄委員会として住民の皆様方のご意見を尊重しながら、住民・行政・議会が一体となつて、この町に住んで良かったと言えるように、取り組んで参りますので、住民の皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

委員会構成変わる “初心を忘れず” これからも住民の目線で活動を!

第一常任委員会

(所管 総務課、企画課、税務課、議会事務局、教育委員会、収入役)

委員長	濱之上喜郎
副委員長	森 繁義
委員	二村 義信
	奥村 守
	舩添 清美
	浜岡 峯達
	堅田 繁
	仲野 丈

第二常任委員会

(所管 住民課、福祉課、保健課、産業課、都市計画課、下水道課、建設課)

委員長	大森 光幸
副委員長	田平征四郎
委員	平見 光司
	仲野 和義
	三原 光広
	柴田征一郎
	石松 守



第二常任委員会 委員長挨拶

今年度から「遠賀町自立推進計画」が策定され、住民の代表として政策形成、最終意思決定をあずかる議会の役割と責任は格段に重いものがあります。

常任委員会の権能を十分發揮し、住民福祉に寄与する施策の実現に向けて議論を尽くしていきますので、住民の皆様のご協

議会運営委員会 委員の選任

左記の委員が、遠賀町議会委員会条例第7条第1項の規定により指名され選任された。

委員長	柴田征一郎
副委員長	浜岡 峯達
委員	堅田 繁
	大森 光幸
	濱之上喜郎
	石松 守

芦屋町外二カ町競艇 施行組合議会議員の選挙

左記の議員が指名推薦され遠賀町議会議会規則第33条第2項の規定により、当選の告知をうけた。

三原 光広
柴田征一郎
仲野 丈

議会広報調査 特別委員会委員の選任

左記の委員が仲野和義委員の辞任により、後任の委員として選任された。

田平征四郎

6月 第5回定例会

6月定例会は13日に招集され、23日までの11日間開かれました。補正予算をはじめ、条例の一部改正、専決処分の承認、認定、廃止、変更案件など町長提出議案13件、意見書案2件、報告2件、が上程され、各議案慎重審議が行なわれました。

議案番号	件名	審議結果
報告第5号	平成16年度遠賀町土地開発公社の経営状況の報告について	—
報告第6号	平成16年度遠賀町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	—
36号	専決処分の承認を求めることについて(専決第6号) 平成16年度遠賀町一般会計補正予算(第7号)	承認
37号	専決処分の承認を求めることについて(専決第6号) 平成16年度遠賀町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	〃
38号	遠賀町町道路線の廃止について	原案可決
39号	遠賀町町道路線の認定について	認定
40号	住居表示に伴う字の区域及び名称の変更について	原案可決
41号	福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減について	〃
42号	福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減について	〃
43号	遠賀町手数料条例の一部改正について	〃
44号	遠賀町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について	〃
45号	遠賀町特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部改正について	〃
46号	遠賀町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について	〃
47号	平成17年度遠賀町一般会計補正予算(第1号)	〃
48号	平成17年度遠賀町土地取得特別会計補正予算(第1号)	〃
意見書案第2号	住民基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求める意見書の提出について	〃
意見書案第3号	分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書の提出について	〃

補正予算

平成17年度一般会計

補正予算(第1号)

歳入歳出444万円を増額し、予算総額60億9、001万8千円

【歳入の主なもの】

○地方交付税

261万3千円

○諸収入

117万5千円

(消防団員退職報償金)

【歳出の主なもの】

○議会費

▲452万5千円

(議員報酬等1名減額分)

○民生費

239万9千円

(高齢者保健福祉計画策定委託料など)

○土木費

285万7千円

(人事異動に伴う人件費など)

○消防費

117万5千円

(消防団員退職報償金)

○教育費

219万7千円

(教育長給与減、小・中学校震災被害補修費など)

平成17年度土地取得

特別会計補正予算

(第1号)

【歳入の主なもの】

○財産収入

2、511万円

(土地売却収入)

【歳出の主なもの】

2、511万円

(土地開発基金積立金)

専決処分の承認

(専決第6号)

平成16年度一般会計

補正予算(第7号)

歳入歳出それぞれ1億8、126万1千円を増額し、

予算総額70億1、434

万6千円(16年度決算に

おける繰越金を減ずるために余剰金を減債基金に

積立)

(専決第7号)

平成16年度公共下水道

事業特別会計補正予算

(第3号)

歳入歳出それぞれ1、4

30万円を減額し、予算

総額を7億2、939万

円(16年度繰越金の予算

総額を調整)

町道路線の廃止

跨線橋部を事業化するにあたり、木守・虫生津線を廃止する

町道路線の認定

跨線橋部の事業完成後、旧道を引き取り、新たに今古賀・虫生津線を認定する



3車線になった跨線橋

条例

手数料条例の一部改正

個人情報保護条例が、7月からの施行に伴い、個人情報の開示請求による閲覧及び視聴の手数料を300円に定める

非常勤消防団員退職報償金の一部改正

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、報償金額を改正する

特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正

町長・助役・収入役の給与の額について、遠賀町特別職報酬等審議会の答申により、給与月額2・5%の減額改定を行なう

教育委員会教育長の給与および勤務時間等に関する条例の一部改正

教育委員会教育長の給与についても、特別職同様2・5%減額改定を行なう



意見書



住民基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求める意見書

(全員一致で可決し、関係機関へ送付)

【趣旨説明】

住民基本台帳は、法制定時（昭和42年）住民の居住関係について公証する唯一の公募として、住民の利便増進に役立つ理由から、原則公開とされてきました。

しかし、昭和60年の改正により個人情報保護の観点から、氏名・住所・性別・生年月日に閲覧対象を限定し、不当な目的またその恐れがある場合は、閲覧の拒否ができることとされています。

しかし、閲覧制度については、世論調査・学術調査・市場調査等に広く

利用される一方、制度を悪用した悪徳商法や不幸な犯罪の発生が増え、住民の権利を著しく侵害しつつあり、地方自治体独自では補いきれない状態です。

今後、個人情報保護法の全面施行などをふまえ、厳格な審査や請求の確認など徹底した見直しや抜本的改革を強く要望します。

分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書

(賛成多数原案可決で関係機関へ送付)

【趣旨説明】

全国町村議会議長会では第二次地方議会活性化研究会において、議会の自主性また自立性を高め、抜本的な制度改革を行なうよう地方自治制度調査会の意見陳述を始め全国都道府県議会議長会での問題を決意決定し、関係方面に要請活動をおこなっています。

平成11年の地方分権一括法の成立によって、地

分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書

平成11年の地方分権一括法の成立により、地方公共団体の自己決定権と自己責任はますます大きくなり、地方議会の権限も飛躍的に拡大した。地方議会は、その最も重要な機能である立法機能・財政機能・行政監督機能を充実強化し、今まで以上に行政執行へのチェック機能を向上させ、分権時代に期待される議会の役割を果たしていかなければならない。

しかしながら、現行の地方議会制度は、議会の召集権が長にあること、付再議権の行使が長の認定に委ねられていること、「議会を召集する暇がない」を理由に条例や予算が専決処分される例があることなど、二元代表制を採用しながらも、長と議会の機能バランスを欠き、議会本来の機能が発揮されていない。

さらに、議員定数の上限値の規定や1人1常任委員会の就任制限などの制約の規定は、議会の組織・運営を硬直化し、議会の自主性・自立性を弱め、議会の活性化を阻害している。

よって、国においては、下記の事項につき、所要の措置を早急に講じ、分権時代に対応した新たな地方議会制度を構築されるよう、強く要請する。

記

- 1 議員定数の自主選択
議員定数については、議会の本来の役割、その機能が十分発揮できるよう、「上限値」の撤廃を含め、地域の実情に応じて地方公共団体が自主的に決定できるようにすること。
- 2 議会の機能強化
(1) 立法機能の強化
①町村の基本計画は、住民の生命・生活に直結するものも多く、その重要性からみて地方自治法第2条第4項又は同法第96条第1項に議決事項として追加すること。
②自治事務はもとより、法定受託事務についても原則条例制定権が及ぶとされていることから、地方自治法第96条第2項の法定受託事務の除外規定を削除すること。
(2) 財政機能の強化
①予算のうち議会費については、長と対等格という議会の立場を踏まえ、議会側の提案を尊重することを義務付ける制度を検討すること。
②百条調査権行使の際に必要な緊急の費用など、議会独自の需要への長の予算措置義務を制度化すること。
③予算の議決対象は、政策議論が行えるよう、款・項に加えて目まで拡大すること。
(3) 行政監督機能の強化
①地方公共団体が設立した公社及び出資法人等に対し、議会が直接関与できるようにすること。
②監査委員は、その独立性を確保するため、長の任命ではなく議会に選任するようにすること。
- 3 議会と長の関係
(1) 不信任と解散制度の見直し
①議会と長が別個に公選される首長制の場合、この制度を採用する西欧諸国でも不信任による罷免は多く見られるが、反対に、対抗措置として議会の解散まで行うところはないため、見直しを行うこと。
②地方自治法第178条の長の不信任議決の要件を過半数あるいは3分の2まで引き下げること。
(2) 議会召集権の議長への付与
二元代表制で執行部と並立する議会の召集権が長にあるのは不合理なため、地方議会の召集権は定例会・臨時会を問わず、すべて議長に移すこと。
(3) 長の付再議権の見直し
①付再議権の行使は、長の一方的認定に委ねるのではなく、客観的基準によること。
②一般的付再議権は、特別多数議決でなく、過半数議決を改めること。
(4) 専決処分の要件の見直し
地方自治法第179条第1項に規定する法定委任の専決処分の場合、「召集する暇なし」の理由は、濫用などの課題があるため、この要件を削除すること。
- 4 議会の組織と運営の弾力化
(1) 常任委員会の就任制限の撤廃
委員会の審査・調査がより弾力的に行えるよう、常任委員会の1人1委員会の制約を外すこと。
(2) 全員協議会の位置づけ
全員協議会については、公式の場に準ずる措置が講じられるよう検討すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月23日

福岡県遠賀郡遠賀町議会
議長 仲野 丈

衆議院議長 河野 洋平 殿
参議院議長 野 田 聖子 殿
内閣総理大臣 小 泉 純一郎 殿
総務大臣 麻 生 太郎 殿

たひら せいしろう
田平 征四郎 議員



Q 自立推進計画〔案〕 の実施可能率を問う

A 今、掲げているものを100%実現
に向け努力していきたいと考えている



自立推進計画住民説明会の様子

自立推進計画(案)の 完全実施は可能か

議員 自立推進施策大綱は、十項目掲げられているが、その実施可能率を示せ。

町長 自立推進大綱は、本町が単独で生き残るため、どこまでできるかということではなく、実施をしなければこれからの行財政運営は難しいだろうと認識している。

十項目にわたる全てについては、私をはじめ職員一丸となって実現に向けて努力していく。

ただし、これは、住民の皆様、議員各位のご理解をいただかないと100%というのは難しいだろうと認識している。安心して住める町、また、行財政運営についても破たんをきたさない町、そういう町をつくるということについては、今掲げているものを100%の実現に向けて努力をしていきたい。

議員 十項目の自立推進施策大綱の中で、困難性

が高いのは補助金の見直しと考えるが、町長の考えを聞きたい。

町長 施策大綱の十項目は、すべてかなり難しいとみている。

補助金については、例えば、「一度ゼロにして、そして審査委員会をつくて、その審査委員会が公共性、公益性、公平性が保たれる部分については補助金をつけていく」この補助金は、住民の皆様が必要でないということであればその補助金はカットしていく。こういう組織にはこういう補助金が必要だということがご理解いただければ、それは補助金をつけることになる。

今後、各種団体と十分に協議しながら、今後十年間の目標を立てているので、困難な道ではあるうかと思うが、一年でこれをすべてやってしまうということは、難しい。

これから一年、二年、三年と協議する中で、その組織、団体、そして我々

の贅肉をそぎ落とせるところはそぎ落としていくという努力をしていくということ目標値を100%と決めた。

議員 私は、遠賀町自立推進計画(案)について否定するつもりはもうとない。

ただ、30ページにわたる計画案を読むかぎり、すでに、実施されていて当然と考えられるものも含まれているように思う。

また、実施困難なものも見受けられる。十分な協議も必要である。しかし、執行部が、是非実行をしなければならぬと考える項目については、断固たる実行を期待する。

自立推進計画については広報おんが6月25日号遠賀町自立推進計画の概要を参照してください。



かただ しげる
堅田 繁 議員



「公共施設」の管理 運営は町の責任で

民間活力の導入でいろんな
サービスを皆様に提供できる



遠賀町立図書館

指定管理者制度について

議員 地方自治法における公の施設の定義とは、「住民の福祉を増進する目的をもって利用に供するための施設」とうたわれている。公共性をもたない営利を目的とする民間企業に公の施設の管理を代行運営させることが町民の利益に役立つと考えるか。

町長 専門知識を有する民間、非営利団体が、公共がやるよりは効率的に専門的にそのサービスを行なっていくことが良いと考える。これから十分に協議・検討をして判断したい。

議員 「公の施設」だからこそ、住民の福祉向上を果たすため町の責任で管理運営すべきだ。

町長 民間企業などが参入できるようになったことで、選択の幅が広がった。これを使えるものがあるなら使った方がいい。

議員 この制度が導入された目的は住民のことを考えたものではない。建物は税金で造っており、そこに民間企業が利益をあげるために参入することが出来るとんでもない制度だ。

考えたものではない。建物は税金で造っており、そこに民間企業が利益をあげるために参入することが出来るとんでもない制度だ。

町長 導入前から悪いという考えではなく、住民の公益性が確保されて、議会においてもご理解いただければ自立推進に沿った方向で導入してもいいのではないかと考える。

議員 民間企業が管理者になれば、公共性は考えず利益を追求してくる。職員の存在意義と役場の果たす公的責任の重さが今まさに問われている。

指定管理者の選定は！

議員 選定委員会のメンバーは、利用者からの住民代表、施設管理の専門家、弁護士、公認会計士などで構成すべきだ。

町長 住民のみなさんと指定管理者とのパートナーシップができてこそ存立できる。今後の議論の中でチェックするのは

当然だし、ご指摘の件は心がる。

議員 これから指定管理者の条例案が議会に提出されるわけだが、導入する際には町の果たす役割は何なのか、原点に立ち返って町民の福祉を向上させる立場をしつかり守るべきだ。

用語解説

「指定管理者制度」とは

公共施設の管理・運営を民間企業が代行できる制度のことです。

一昨年の地方自治法の改正で管理運営する団体の規制がなくなり、株式会社などの民間企業も管理運営を代行できるようになりました。これが実施されると施設の利用許可や料金設定の権限が管理者に与えられます。

遠賀町では、図書館、ふれあいの里、中央公民館、コミセンなどの施設が対象になります。



はまおか みねさと
浜岡 峯達 議員



定住促進のためインフラ整備に財政出動をしないのか

財政調整基金・減債基金に余裕はないが
インフラ整備に財政出動は必要だ



駅前広場の様子

事務事業の見直しで歳入面の
具体的な取り組みを示せ

議員 自立推進計画（案）

の歳入面で具体的に何を
どのように考えているのか。

町長 今までの単費事業

を国や県、そして町単独、
また補助事業でやるのか、
起債でやるのかを十分協
議し、住み良くなれば定
着人口が増えると思っ
ている。

議員 歳入面を増やす方

法として、専門的に研究
するプロジェクトを発足
する考えはないか。

助役 今後ワーキングチ

ームの中で自立推進計画
（案）を推進していくため、
五年間に確定できれば良
いと考える。

議員 町長は自立推進計

画（案）の中でインフラ
の整備が必要であると訴
えているが、その場合に
は思い切った財政出動が
必要になると思うが。

町長 インフラの整備に

は財政出動が必要だと思
うが、起債などの返済能
力があるのか、投資効果

がどのくらいあるのか十
分検討して事業を進める
かどうか考えたい。

議員 定住人口増に向け

た対策として、団塊の世
代が定年退職を迎えるので、
定年退職者の定住受け入
れを考えてみてはどうか。

町長 定住人口を増やす

ためには、旧室木線の動
線が確保でき、有効に開
発ができるよう検討する
必要がある。そのために
はいろんな人の知恵を借
りながら、まちづくりを
進めていかねばならない
と考える。

議員 定年退職者の定住

受け入れにはハード面の
整備が必要だが、ソフト
面では東京、大阪在住の
退職者に県人会を通じて
遠賀町の良さをインター
ネット配信し、金をか
けずにアイデアを出す方
法を考えてみてはどうか。

町長 遠賀町の魅力を伝

えるために町報だけでなく、
ホームページを充実させ、
遠賀町の施策や、住み良
く自然豊かな町であるこ
ういう事を知らせていき

計画の実行に向けた工程表は
どのようになっているのか

議員 自立推進計画（案）

の年度別達成目標を決め
た工程表は策定されてい
るのか。

町長 工程表は作ってい

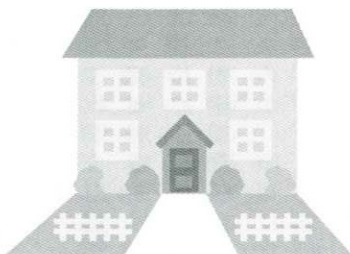
ないが、住民の皆さんに
大綱を示し、意見や協力
をいただきながら進めて
いく。

住民からの意見要望は
どのように反映されるのか

議員 予算に反映されて

いないが町にとって住み
よいまちづくりの基本に
なるものといった場合は、
町長 ご意見をいただい

た中でこれはやるべきだ
というものについては事
業として取り組む。



みはら みつひろ
三原 光広 議員



Q どのような教育現場を 築こうとしているのか

A 保護者・地域住民・町民に
信頼される学校を築いていきたい



広渡小学校プール開放事業

議員 本町の教育現場の状況をどのように捉えているのか。

教育長 各学校の状況は、教職員や子どもたちの様子から、相対的に落ち着いた雰囲気の中で学校生活、学習活動が推進されている。

学力については、学力検査の結果を、詳細に分析し、指導方法を検討し、改善を図っている。教育委員会も小・中の連携を充実させるよう強く示唆した。

安全対策については、学校施設にインターホンやカメラの設置、夜間パトロールなどに取り組んでいる。

地域連携については、学校を積極的に公開している。

議員 今後どのような教育現場を築こうとしているのか。

教育長 直接子どもたちを教育する教師の研修・研究を進め、全教師に教育する力量を備えさせ、保護者・地域・町民に信頼される学校を築いて行

きたい。

議員 学力低下についてどう理解しているのか。

教育長 学力低下は授業時数の減少、家庭学習の減少、学習意欲の低下が要因であり、本町も全国と同様の傾向である。

議員 子どもたちの気力・体力・学力すべてが低下し、学習に対する意欲・粘りなどが欠け、学力の低下を招いているのではないのか。

教育長 同様に感じている。社会の生活様式が大きく変わったことが、原因の一つではないか。

議員 昨年実施された生活習慣のアンケート結果から、睡眠時間と食生活が問題点ではないか。また、そのアンケート結果を精査検討し、活用することが必要であったのではないのか。

教育長 睡眠時間の取り方については確かに感じている。

アンケート結果を、学校や家庭が自分達の事と受け止めるよう検討し、理解できるように指導をしたい。

議員 教員の問題は、資質でなく意欲の低下があるのではないのか。

教育長 意欲・熱意の低下は、研修や直接的に機会があれば話をしたい。

議員 家庭教育についてどう感じているのか。

教育長 家庭教育に占める割合は非常に大きい。学校と家庭が協力し、子どもの成長に携わっていかねばならない。

議員 学校は人・地域によつて育てられると思う。学校は学校らしく、地域は地域らしく、取り組む事が必要であると感じている。そこで、学校・家庭・地域のトライアングルをうまく稼動するため地域学校運営協議会を設置し、課題、問題点の解決を図るべきである。

教育長 学校・家庭・地域の取り組みとして、オープンスクールで学校環境などに接していただき、地域も含んだ真の連携が出来ていくと思っている。

残暑お見舞い 申し上げます

遠賀町議会議員一同

夏休み地域安全パトロールに参加！

去る7月24日（日）午後8時30分から
パトロールに参加しました。

多くの町民の皆さんが関心を持っていただ
いているようで、当日各種団体を含む90名
近くの参加者がありました。

夏は青少年が一番実動し、活発な時期で、
大人たちの力で見守る必要があると感じました。

ただ、時間帯としては少々早い気がするため、
2部制にし、今の時間帯ともう少し遅い時間
帯にするのもいいのではないかというご意見
もありました。

今後も継続し、多くの方々に参加してい
だき、各地区地域においても、地域安全の
声かけのご協力をお願いします。

町民の皆様方の議会に
対するご意見・ご感想を
お待ちしております。

議会広報調査特別委員会
委員長 奥村 守
副委員長 森 繁義
委員 田平征四郎
外添 清美
堅田 繁
三原 光広

編集後記

地球が熱くなった。

豪雨と干ばつ、猛暑
と台風の大規模化、地震
と地球の異常気象を肌
で感じている。また緑
の減少により世界各地
で砂漠化が進み、車の
排気ガスやエアコンの
排気熱などによる都市
部のヒートアイランド
現象などが問題となっ
ており、Co₂の増加が温
暖化に拍車をかけている。
防止策の京都議定書
は発効したが、人類一
人一人が取り組まなけ
れば効果はない。

省エネ対策のクール
ビズも環境問題を考え
る一助にはなっている
が、ポーズだけで終っ
てはならない。

昔のうちわ・扇風機
の時代にはもう戻れな
いのだから…。